



令和8年2月19日(午後)開催

(対象) 訪問系・相談系事業所

令和7年度 旭川市障害福祉サービス事業者等集団指導

旭川市福祉保険部指導監査課

本日の内容

- 1 運営に関する基準等における基本的留意点
- 2 指導実例を踏まえた今後の運営における留意事項
- 3 障害福祉課からの周知事項



運営に関する基準等における基本的留意点

業務継続計画(感染症や非常災害発生時に業務を継続させるための取組)

大地震等の自然災害、感染症のまん延、大事故、突発的な経営環境の変化など不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、または中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画のこと。

新型コロナウイルスだけではなく、ノロウイルスやインフルエンザなどの感染症や地震や水害、雪害などの災害により障害福祉サービスの提供に支障をきたさないよう、各事業所において、次の項目を盛り込んだ業務継続計画の策定をしてください。

◇感染症に係る業務継続計画

- ・平時からの備え(体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等)
- ・初動対応
- ・感染拡大防止体制の確立(保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等)

◇災害に係る業務継続計画

- ・平常時の対応(建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等)
- ・緊急時の対応(業務継続計画発動基準、対応体制等)
- ・他施設及び地域との連携

防災計画と自然災害 BCP の違い①

	防災計画	BCP
主な目的	<ul style="list-style-type: none"> ・身体、生命の安全確保 ・物的被害の軽減 	<ul style="list-style-type: none"> ・身体、生命の安全確保に加え、優先的に継続、復旧すべき重要業務の継続または早期復旧
考慮すべき事象	<ul style="list-style-type: none"> ・拠点がある地域で発生することが想定される災害 	<ul style="list-style-type: none"> ・自社の事業中断の原因となり得るあらゆる発生事象
重要視される事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下を最小限にすること <ul style="list-style-type: none"> ➢ 「死傷者数」 ➢ 「損害額」 ・従業員等の安否を確認し、被害者を救助・支援すること ・被害を受けた拠点を早期復旧すること 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に加え、以下を含む <ul style="list-style-type: none"> ➢ 重要業務の目標復旧期間・目標復旧レベルを達成すること ➢ 経営及び利害関係者への影響を許容範囲内に抑えること ➢ 利益を確保し企業として生き残ること
活動、対策の検討範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・自社の拠点ごと 	<ul style="list-style-type: none"> ・全社的（拠点横断的） ・依存関係にある主体（委託先、調達先、供給先）

※業務継続計画を策定したら、従業員へ内容を周知し、具体的な内容を共有するとともに、定期的（年1回以上）の研修等を通じて理解を深めて下さい。

また、訓練においては、役割分担の確認や支援の演習等を定期的（年1回以上）実施するものとし、机上、実地を適切に組合せながら実施をすることが必要です。

「障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」より

衛生管理(感染症及び食中毒の予防及びまん延防止)

- ・感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(感染対策委員会)の設置及び開催(おおむね3月に1回以上※居宅介護・相談支援は6月に1回以上)

- ・感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備

- ・従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の実施

★療養介護、生活介護、短期入所、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、共同生活援助、障害者支援施設、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援については、感染症に加えて食中毒の防止措置も必要。

※指針の策定に当たっては、「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」も踏まえて検討してください。

身体拘束等の禁止について

緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等行ってはならない。

緊急やむを得ない理由については、以下の三要件全てを満たし、かつ、組織としてこれらの要件確認等を行い、記録する必要がある。

- ① 切迫性
- ② 非代替性
- ③ 一時性

◎身体拘束の適正化について

- ① 身体拘束適正化検討委員会(少なくとも年1回以上)の開催
- ② 従業者全員への研修(年1回以上)の実施(新規採用時には必ず実施)
- ③ 身体拘束適正化検討委員会や研修の記録
- ④ 身体拘束等の適正化のための指針の整備

【身体拘束適正化検討委員会の具体的な対応】

- 専任の担当者を決めておくこと。
- 委員会における構成員の責務・役割分担を明確にし、次に掲げる役割を実行すること。

(ア) 身体拘束等について報告するための様式を整備すること。

(イ) 従業者は、身体拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、(ア)の様式に従い、身体拘束等について報告すること。

(ウ) 委員会において、(イ)により報告された事例を集計し、分析すること。なお、(イ)により報告された事例がない場合にも、身体拘束等の未然防止の観点から、障害児・者に対する支援の状況等を確認することが必要である。

(エ) 事例の分析に当たっては、身体拘束等の発生時の状況等を分析し、身体拘束等の発生原因、結果等を取りまとめ、当該事例の適正性と廃止に向けた方策を検討すること。

(オ) 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。

(カ) 廃止に向けた方策を講じた後に、その効果について検証すること。



身体拘束等の廃止・適正化のための取組について必要な基準を満たしていない場合、減算となります。

虐待防止措置について

◎虐待防止措置について

- ① 虐待防止委員会(少なくとも年1回以上)の開催
- ② 従業者全員への研修(年1回以上)の実施(新規採用時には必ず実施)
- ③ 虐待防止委員会や研修の記録

【虐待防止委員会の役割】

専任の虐待防止担当者を決めておくこと。

委員会における構成員の責務・役割分担を明確にし、次に掲げる役割を実行すること。

(ア) 虐待防止のための計画づくり

(イ) 虐待防止のためのチェック及びモニタリング

(ウ) 虐待発生後(不適切な対応事例も含む)の検証と再発防止策の検討

※ 委員会の検討結果について、従業者に周知徹底を図ること。

 虐待防止措置について必要な基準を満たしていない場合、減算となります。

スポットワークによる従事者配置時の留意点

前提となる考え方

<基準省令>※1

(勤務体制の確保)
第33条 (略)

2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、当該指定居宅介護事業所の従業者によって指定居宅介護を提供しなければならない。

3 指定居宅介護事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

<解釈通知>※2

(22) 勤務体制の確保等(基準第33条)

利用者に対する適切な指定居宅介護の提供を確保するため、従業者の勤務体制等について規定したものであるが、次の点に留意する必要がある。

① (略)

② 同条第2項は、当該指定居宅介護事業所の従業者によって指定居宅介護を提供するべきことを規定したものであるが、指定居宅介護事業所の従業者とは、**雇用契約その他の契約により、当該事業所の管理者の指揮命令下にある従業者を指すものであること。**

③ (略)

雇用形態がスポットワークであっても、雇用方法が雇用仲介アプリ等を活用したものであっても、

事業者が配置した従業者に変わりはありません。
通常どおり、人員に関する基準及び運営に関する基準を遵守した運営が必要になります。

スポットワークによる従事者配置時の留意点

運営基準上の留意点

新規採用時に必要な研修の取扱い

- 業務継続計画(BCP) (努力義務)
- 衛生管理 (サービスによっては努力義務)
- 身体拘束の適正化に係る研修 ※ 減算あり
- 虐待防止に係る研修 ※ 減算あり

現実的な実施方法

就業開始前の業務説明時等に、運営基準上必要とされている研修を実施する。

スポットワークによる従事者配置時の留意点

報酬算定上の留意点

スポットワークによる従事者の配置による加算算定要件への影響の確認

例 特定事業所加算 (平成18厚労告543・第1号から抜粋(文言一部変更))

- (1) 従業者ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定していること。
- (2)～(4) (略)
- (5) 新規に採用した全ての従業者に対し、熟練した従業者の同行による研修を実施していること。
- (6)～(8) (略)

スポットワークによる従事者配置時の留意点

報酬算定上の留意点

スポットワークによる従事者の配置による加算算定要件への影響の確認

例 特定事業所加算 (平成18厚労告543・第1号から抜粋(文言一部変更))

- (1) 従業者ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定していること。
- (2)~(4) (略)
- (5) 新規に採用した全ての従業者に対し、熟練した従業者の同行による研修を実施していること。
- (6)~(8) (略)

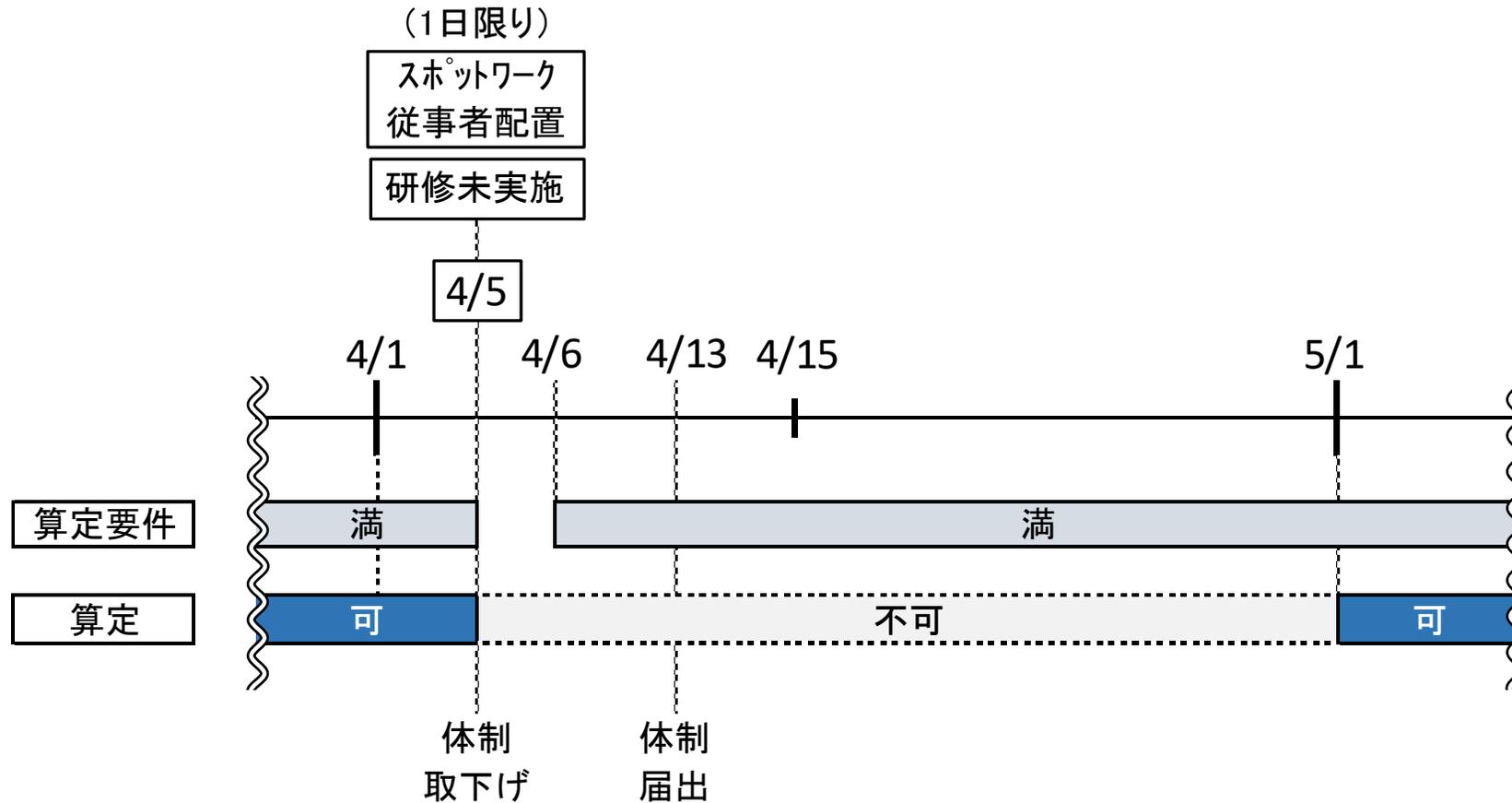
現実的な実施方法

要件(1)に関しては、スポットワークによる者も含む新規採用者に対して実施する就業開始前の研修について、規定や計画を整備した上で、当該研修を実施する。

取扱い

スポットワークによる従業者の配置により、加算の算定要件が満たせない状態となった場合は、加算算定に係る体制の取り下げを行う。

スポットワークによる従事者配置時の留意点



<図. 加算算定に係る体制の取扱い>

記録の作成について

考え方

指定事業者は、適切な運営を行っていくために、指定権者による運営指導を定期的に受け、事業の実施状況を報告することが必要になります。

したがって、省令や告示上で実施することが定められているものについては、その実施後も、記録を作成するなどし、実施状況の詳細を正確に管理・把握しておくことが必要になります。

記録作成の実務上の必要性

事業者が基準等に基づき実施した内容の記録を整備することは、次の問題を起こさないために必要と考えられます。

- 実施した後に、実施内容について事業者自らが確認することができなくなってしまう。
- 担当者の退職等により、従前の実施内容等が分からなくなってしまう。



指導実例を踏まえた今後の運営における留意事項

特定事業所加算に関する指導事例

会議の定期的な開催（体制要件）

● 要件の概要及び留意事項

頻 度：概ね月に1回以上

主 宰：サービス提供責任者(以下「サ責」という。)

参加者：当該事業所においてサービス提供に当たる居宅介護従業者のすべて

内 容：サービス提供に当たっての留意事項等の伝達又は居宅介護従業者の技術指導を目的

● 事例

定期的に行っている職員会議で当該要件を兼ねており、サービス提供に当たっての留意事項や技術指導といったサービスの資質向上に十分につながるものとはなっていなかった。

● 指導内容

当該加算の趣旨を踏まえ、サービスの資質向上につながる会議を行う体制を整備すること。

※ 本資料は、報酬告示・関係告示及び留意事項通知の文言を一部変更又は簡略化して記載しています。算定を行う場合等は、必ず正式な内容を御確認ください。

特定事業所加算に関する指導事例

文書等による指示及びサービス提供後の報告（体制要件）

● 要件の概要及び留意事項

頻 度：原則、居宅介護の提供ごと

内 容：サ責から担当職員への指示 + 担当職員からサ責への報告

方 法：文書等の確実な方法

指 示：少なくとも、**前回のサービス提供時の状況を踏まえたサービス提供に当たっての留意事項等**

● 事例

① 居宅介護の提供ごとにサ責による指示が行われていなかった。

② 指示内容が、定型的かつ抽象的な内容（「本人に無理なく実施してください」等）のみであった。

● 指導

文書等による指示及びサービス提供後の報告を確実に行う体制を整備すること。

※ 本資料は、報酬告示・関係告示及び留意事項通知の文言を一部変更又は簡略化して記載しています。算定を行う場合等は、必ず正式な内容を御確認ください。

指導事例の背景にある課題の分析と改善策

会議の定期的な開催（体制要件）

● 事例

定期的に開催している職員会議で当該要件を兼ねており、サービス提供に当たっての留意事項や技術指導といったサービスの資質向上に十分につながるものとはなっていなかった。

文書等による指示及びサービス提供後の報告（体制要件）

● 事例

- ① 居宅介護の提供ごとにサービス提供責任者による指示が行われていなかった。
- ② 指示内容が、定型的かつ抽象的な内容（「本人に無理なく実施してください」等）のみであった。

（背景因子） 「できないことを継続的に介護する」ということに重点を置いた支援

（改善策） 「介護を行う」から「対象者の生活を〇〇にする」へのサービスの目的の転換
（「(いつ)までに(どのようなこと)を行えるようにする。」など）

目標指向の個別支援計画 + 利用者の生活に合わせた連続性のある支援

特定事業所加算に関する指導事例

緊急時における対応方法の明示（体制要件）

● 要件の概要及び留意事項

指定障害福祉サービス基準（運営基準）第31条第6号に掲げる緊急時等における対応方法が利用者に明示されていること。

（当該事業所における緊急時等の対応方針、緊急時の連絡先及び対応可能時間等を記載した文書を利用者に交付し、説明を行うこと。）

● 実例

重要事項説明書により利用者に説明している緊急時における対応の内容は、当該利用者に対するサービス提供中の緊急時対応のみとなっていた。

● 指導

加算の要件を踏まえた 緊急時の対応を整備し、利用者への交付及び説明を行うこと。

「加算の要件 > 運営に関する基準（最低限の基準）」であるという視点が重要です。

※ 本資料は、報酬告示・関係告示及び留意事項通知の文言を一部変更又は簡略化して記載しています。算定を行う場合等は、必ず正式な内容を御確認ください。

特定事業所加算に関する指導事例

「重度障害者対応要件」

● 要件の概要及び留意事項

前年度又は算定日が属する月の前3か月間における障害支援区分5以上である者等の占める割合が100分の30以上であること。

なお、割合届出を行った月以降においても、毎月継続的に所定の割合を維持しなければならず、その割合については、毎月ごとに記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに体制の取下げを行うこと。

● 実例

各月ごとの確認及び記録を行っていなかった。

● 指導

算定要件への該否については、適時、確認する体制を整備すること。

全ての運営基準・報酬の基準に関していえることです。

※ 本資料は、報酬告示・関係告示及び留意事項通知の文言を一部変更又は簡略化して記載しています。算定を行う場合等は、必ず正式な内容を御確認ください。

初回加算に関する指導事例

1 算定要件の概要

●新規に居宅介護計画等を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回若しくは初回の指定居宅介護等を行った日の属する月に指定居宅介護等を行った場合

又は

当該指定居宅介護等のその他の居宅介護従業者が初回若しくは初回の指定居宅介護等を行った日の属する月に指定居宅介護を行った際にサービス提供責任者が同行した場合に加算する。

※ 本資料は、報酬告示・関係告示及び留意事項通知の文言を一部変更又は簡略化して記載しています。算定を行う場合等は、必ず正式な内容を御確認ください。

初回加算に関する指導事例

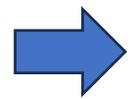
2 指導事例

【実例1】

サービス提供責任者以外のその他の居宅介護従業者が、居宅介護等を行った際にサービス提供責任者が同行していない。

【指導1】

サービス提供責任者が同行し、同行訪問した旨を記録すること。



サービス提供責任者は居宅介護に要する時間を通じて滞在することは必ずしも必要ではなく、利用者の状況等を確認した上で、途中で現場を離れた場合であっても算定可能。

※ 本資料は、報酬告示・関係告示及び留意事項通知の文言を一部変更又は簡略化して記載しています。算定を行う場合等は、必ず正式な内容を御確認ください。

初回加算に関する指導実例

<報酬告示>

初回加算

指定居宅介護事業所等において、新規に居宅介護計画等を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回若しくは初回の指定居宅介護等を行った日の属する月に指定居宅介護等を行った場合又は当該指定居宅介護等のその他の居宅介護従業者が初回若しくは初回の指定居宅介護等を行った日の属する月に指定居宅介護を行った際にサービス提供責任者が同行した場合に、1月につき所定単位数を加算する。

<留意事項通知>

初回加算の取扱いについて

- (一) 本加算は、利用者が過去 2 月に、当該指定居宅介護事業所等から指定居宅介護等の提供を受けていない場合に算定されるものである。
- (二) サービス提供責任者が、居宅介護に同行した場合については、指定障害福祉サービス基準第 19 条に基づき、同行訪問した旨を記録するものとする。また、この場合において、当該サービス提供責任者は、居宅介護に要する時間を通じて滞在することは必ずしも必要ではなく、利用者の状況等を確認した上で、途中で現場を離れた場合であっても、算定は可能である。

※ 本資料は、報酬告示・関係告示及び留意事項通知の文言を一部変更又は簡略化して記載しています。算定を行う場合等は、必ず正式な内容を御確認ください。

提供拒否の禁止について

次のような理由で利用者等からの申し込み等を断ったことはありませんか？

- ・「うちの施設は障害支援区分3までの人しか利用できません・・・」
- ・「(本当は定員に空きはあるけど)今は定員がいっぱいで・・・」
- ・「(契約中の利用者等に対し)利用日数が〇日以下になるなら利用をやめてほしい・・・」
- ・「(児サービス)小学生までが対象なので、中学生になったらやめてもらうルールになっています・・・」

⇒提供拒否に該当し、**基準違反**となります。



提供拒否の禁止について(者)

<基準省令>

第11条 提供拒否の禁止

指定居宅介護事業者は、正当な理由がなく、指定居宅介護の提供を拒んではならない。

<解釈通知>

(3) 提供拒否の禁止(基準第11条)

指定居宅介護事業者は、原則として、利用申込みに対して応じなければならないことを規定したものであり、特に、障害支援区分や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することを禁止するものである。提供を拒むことのできる正当な理由がある場合とは、

- ① 当該事業所の現員からは利用申込みに応じきれない場合
- ② 利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合
- ③ 当該事業所の運営規程において主たる対象とする障害の種類を定めている場合であって、これに該当しない者から利用申込みがあった場合、その他利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護を提供することが困難な場合
- ④ 入院治療が必要な場合

である。 ※その他のサービスも準用(指定地域移行支援等は省略)

<基準省令> ※施設

第9条 提供拒否の禁止

指定障害者支援施設等は、正当な理由がなく、施設障害福祉サービスの提供を拒んではならない。

<解釈通知> ※施設

(3) 提供拒否の禁止(基準第9条)

指定障害者支援施設等は、原則として、利用申込みに対して応じなければならないことを規定したものであり、特に、障害支援区分や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することを禁止するものである。提供を拒むことのできる正当な理由がある場合とは、

- ① 当該指定障害者支援施設等の利用定員を超える利用申込みがあった場合
- ② 入院治療の必要がある場合
- ③ 当該指定障害者支援施設等が提供する施設障害福祉サービスの主たる対象とする障害の種類を定めている場合、その他利用者に対し自ら適切な施設障害福祉サービスを提供することが困難な場合である。(以下、略)

提供拒否の禁止について(児)

<基準省令>

第14条 提供拒否の禁止

指定児童発達支援事業者は、正当な理由がなく、指定児童発達支援の提供を拒んではならない。

<解釈通知>

(4) 提供拒否の禁止(基準第14条)

指定児童発達支援事業者は、原則として、利用申込みに対して応じなければならないことを規定したものであり、特に、障害の程度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することを禁止するものである。提供を拒むことができる正当な理由がある場合とは、

- ① 当該事業の利用定員を超える利用申込みがあった場合
- ② 入院治療の必要がある場合
- ③ 当該指定児童発達支援事業所が提供する指定児童発達支援の主たる対象とする障害の種類が異なる場合、その他障害児に対し自ら適切な指定児童発達支援を提供することが困難な場合

等である。

なお、支援の不十分さを伝え利用申込者から断らせる等、実質的に障害の程度等により提供を拒否する場合は、正当な理由には当たらないものである。

※その他のサービスも準用(指定福祉型障害児入所施設等は省略)

提供拒否の禁止について(計画相談)

<基準省令>

第7条 提供拒否の禁止

指定特定相談支援事業者は、正当な理由がなく、指定計画相談支援の提供を拒んではならない。

<解釈通知>

(3) 提供拒否の禁止(基準第7条)

指定特定相談支援事業者は、原則として、利用申込みに対して応じなければならないことを規定したものであり、特に、障害支援区分や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することを禁止するものである。提供を拒むことのできる正当な理由が有る場合とは、

- ① 当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合
- ② 利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合
- ③ 当該事業所の運営規程において主たる対象とする障害の種類を定めている場合であって、これに該当しない者から利用申込があった場合
- ④ その他利用申込者に対し自ら適切な指定計画相談支援を提供することが困難な場合等である。

なお、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成24年厚生労働省告示第125号)別表の12から14の2に掲げる行動障害支援体制加算、要医療児者支援体制加算、精神障害者支援体制加算又は高次脳機能障害支援体制加算(以下「体制整備加算」という。)を算定している指定特定相談支援事業者にあつては、算定している各加算に対応した強度行動障害を有する障害児者、医療的ケアが必要な障害児者、精神障害を有する障害児者又は高次脳機能障害を有する障害児者からの利用申込みがあった場合に、利用者の障害特性に対応できないことを理由にサービスの提供を拒むことは認めないものとするので留意すること。

※指定障害児相談支援についても、同趣旨の規定(基準省令第7条、解釈通知(3)参照)

<機能強化型サービス利用支援費に係る報酬告示>

第4条1(2)③(一)ア(エ) 支援困難ケースの受入

自ら積極的に支援困難ケースを受け入れなければならない、そのため、常に基幹相談支援センター、委託相談支援事業所又は協議会との連携を図らなければならないこと。

提供拒否の不適切な事例等について

<不適切な事例>

- ・障害支援区分や障害の程度等による拒否(ホームページ等で明示している事例もあり)
- ・高齢者向けの施設等の入居者のみを対象と限定
- ・利用者等との間でトラブルがあったことによる、一方的な契約解除
- ・自事業所以外の特定の事業所の利用を要件とするなど、不当な条件付与
- ・定員超過の状況等であると虚偽の理由を説明
- ・現に事業所内で感染症等が蔓延していないにもかかわらず、利用を禁止(※事業を休業) ⇒ BCP計画の要確認

仮に、正当な理由がありやむを得ず提供できない場合も、利用者等が上記のような説明を受けたと誤解を招くような説明も含めて避けるように注意し、合理的配慮を怠らず懇切丁寧に対応してください。



<一律に不適切とは判断されない事例>

- ・基準上、配置が必要とされない従業者による対応が求められる場合
- ・そもそもサービスごとの対象者の要件に合致しない
- ・居住系サービスの、合理的な理由等がある場合の、性別による対象者の区別

サービス提供困難時の対応について

<基準省令> ※者

第13条 サービス提供困難時の対応

指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所の通常の事業の実施地域(当該事業所が通常時にサービスを提供する地域をいう。以下同じ。)等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護を提供することが困難であると認めた場合は、**適当な他の指定居宅介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。**

※基本的には他サービスについても、同趣旨の規定

※一部、共同生活援助等は第210条の2(入退去)に責務が規定されているなど、サービスにより違いもあるため、ご確認ください。

<解釈通知>

(3) サービス提供困難時の対応(基準第13条)

指定居宅介護事業者は、基準第11条の正当な理由により、利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護を提供することが困難であると認めた場合には、**基準第13条の規定により、適当な他の指定居宅介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならないものである。**

<注意点>

正当な理由により、サービスの提供ができない場合であっても、適当な事業者等の紹介等は、事業者が措置を講じなければなりません。

また、仮に契約終了する場合も同様に、利用者の状況等を踏まえ今後の生活に支障が生じないように、適切な措置を講じる必要があります。

相談支援事業所等に引継ぎを丸投げしようとするなど不適切な事例も見受けられるため、事業所の責務として適切に対応してください。



指導事例

「居宅介護計画の作成」関係

● 事例及び指導内容

アセスメントにおいて、利用者の基本的な情報のみとなっていたため、利用者の日常生活全般の状況及び希望等を把握・分析すること。

- 「(もっと長く)歩けるようになりたい。」「外に出て歩きたい。」という意向がある利用者に対し、介助を受ける内容のみが記載された居宅介護計画が作成されていたことから、利用者の状況を把握・分析し、居宅介護によって解決すべき課題を明らかにし、これに基づき、利用者の意向を踏まえ援助の方向性や目標を明確にした居宅介護計画を作成すること。
- 当該利用者の支援の経過では、以前に比べて自信、意欲及び活動量の低下が認められているとのことであったが、当該利用者のほとんどのモニタリングにおいて、目標の達成状況が「達成」、状態が「変化なし」とされており、支援計画の内容も長期間見直されていないことから、アセスメントにより本人の自信、意欲及び活動量が低下した原因等を分析し、その結果を踏まえた居宅介護計画を適宜作成すること。

運営に関する基準の再確認

第四条 居宅介護に係る指定障害福祉サービス(以下この章において「指定居宅介護」という。)の事業は、**利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう**、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

引用：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十一号)

指定居宅介護の目的

~~「できない生活行為に対し、介護・援助を行うこと」~~

当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うことにより、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援すること

「アセスメント」についての再確認

(16) 居宅介護計画の作成等(基準第26条)

② 居宅介護計画の作成に当たっては、利用者の状況を把握・分析し、居宅介護の提供によって解決すべき課題を明らかにし(アセスメント)、これに基づき、援助の方向性や目標を明確にし、担当する従業者の氏名、従業者が提供するサービスの具体的内容、所要時間、日程等※を明らかにするものとする。

※ 留意事項通知上、派遣される従業者の種別の記載も必要になります。

(引用) 常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について
(平成18年障発1206001厚労省社会・援護局障害保健福祉部長通知)

アセスメントとは

利用者の状況を把握・分析し

利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるために
居宅介護の提供によって解決すべき課題を明確にすること。

情報収集・評価に関する記録の作成 ≠ アセスメント

アセスメントによる課題の明確化

(初期)

本人の意向	「(もっと長く)歩けるようになりたい。」「外に出て歩きたい。」
心身機能・活動	運動麻痺による歩行能力低下、ADL / IADL能力の低下
個人因子	元々、自信がない性格
環境因子	施設での生活(常に介護者がいる生活)

<指導事案>

課題

(アセスメント)

歩行機能低下により、いくつかの生活行為が自立して行えない。

方針

行えない生活行為を身体介助及び生活援助で支援する。

<基準に沿った支援例>

歩行機能低下(心身機能・活動)+施設生活(環境因子)により活動性が低下することにより、今後、さらなる運動機能及び自信・意欲の低下を来たすおそれがある。

居宅介護を提供する上で、本人ができる生活行為まで支援者が行なってしまわないよう留意し、残存機能を最大限活かしながら本人が行える生活行為は本人に行なってもらうことで、心身機能の維持・向上を図る。

モニタリングによる再評価と見直し

(経過)

心身機能・活動 廃用性による更なる歩行能力低下

個人因子 歩くことに対する意欲・自信の低下

<指導事案>

アセスメント

「変化なし」
(歩行機能低下により、いくつかの生活行為が自立して行えない。)

見直し

「継続」
(行えない生活行為を身体介助及び生活援助で支援する。)

<基準に沿った支援例>

次のようなアセスメントが必要

- ◎ 更なる歩行能力の低下を来した原因の分析
- ◎ 歩行への意欲・自信の低下を来した原因の分析
- ◎ 生活行為ごとのできる工程とできない工程の詳細な評価 等

次のような支援内容の見直しが必要

- ◎ 居宅介護における介助量・介助方法の見直し
- ◎ 生活における活動量を上げるための本人の取組(日課等)の追加
- ◎ 短期間で達成可能であり客観的評価が可能な本人の自信につながる目標の設定 等

「モニタリング」についての再確認

(16) 居宅介護計画の作成等(基準第26条)

④ サービス提供責任者は、他の従業者の行うサービスが居宅介護計画に沿って実施されているかについて確認するとともに、助言、指導等必要な管理を行わなければならない。なお、モニタリングに際しても相談支援事業者との相互連携を図ることが求められるものであり、モニタリング結果を相互に交付すること、会議に出席する等の方法により連携強化を図るものとする。

(引用) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について
(平成18年障発1206001厚労省社会・援護局障害保健福祉部長通知)

(次のような事例が多くありました)

「個別支援計画の内容を踏まえた妥当性がある評価が行われていない事例」

(歩ける状態を維持し、又は歩行機能の向上を図るという計画で、歩行の状態や歩行への意欲低下の原因の分析が行われていない 等)

「計画どおりの時間数等で居宅サービスが提供されていない事例」

(計画では1時間の居宅介護の提供であるのに、実際は毎回30分程度で終了している / 計画の時間よりも毎回長い時間がかかっている)

「モニタリング」等についての再確認

計画どおりの時間数等で居宅サービスが提供されていない事例が継続している場合に必要となること



共有を徹底し、利用者にとって**必要な改善**を図ってください。

従業員への助言・指導 又は **再アセスメント・計画の変更** ⇨ **計画どおりの(標準的)時間数での提供**

指導事例から考える合意・共有の重要性

<指導事案>

課題

歩行機能低下により、いくつかの生活行為が自立して行えない。

方針

行えない生活行為を身体介助及び生活援助で支援する。

<基準に沿った支援例>

歩行機能低下(身体機能) + 施設生活(環境因子)により活動性が低下することにより、今後、さらなる運動機能及び自信・意欲の低下を来たすおそれがある。

居宅介護を提供する上で、本人ができる生活行為まで支援者が行なってしまわないよう留意し、残存機能を最大限活かしながら本人が行える生活行為は本人に行なってもらうことで、心身機能の維持・向上を図る。

このような、見落としが生じないために

- ◎ 課題・目標の共有も含めた利用者への丁寧な説明と合意形成
- ◎ サービス担当者会議における意見聴取及び合意形成

指導事例(計画相談支援)

● 事例

サービス担当者会議の開催等により、個別支援計画案の内容について説明を行うとともに、担当者から専門的な見地からの意見を求めなければならないが、事業所が実施しているサービス担当者会議の記録を確認したところ、**利用者の現状の共有が中心となっており、福祉サービス等の担当者からの意見聴取が十分に行われていない**事案があった。

● 指導内容

実現可能な質の高い障害児支援利用計画案の作成と当該計画に位置付けた福祉サービス等の担当者との意識共有につなげるため、積極的な意見の聴取及び協議等を行うこと

- **目的を明確にして実施し、「作成した計画原案の報告」ではなく、「計画原案への意見聴取」を行なってください。**
- **アセスメントによって明確化した対象者の課題を共有し、目標の達成に向けた具体策について担当者間での合意形成を行なってください。**

※福祉サービス等の担当者の役割は、「提供すること」ではなく、「利用者の生活を目標のとおりに変えていくこと」であることを、その根拠となる利用計画に沿って十分に共有してください。

指導事例

- 事例及び指導内容（複数の障害福祉サービス等事業）

指定計画相談支援事業者が作成したサービス等利用計画を踏まえ、個別支援計画を作成すること。

※ 複数の事業でこの指導がありました。

- 事例及び指導内容（複数の障害福祉サービス等事業）

アセスメントに関する記録が作成されていなかったことから、記録を作成すること。

- 事例及び指導内容（居宅介護以外）

個別支援会議は、利用者に対するサービス提供に当たる担当者をサービス管理責任者が招集して開催し、サービス管理責任者が作成した個別支援計画原案の内容について意見を求めるものであり、原則として利用者も同席した上で行わなければならないが、当該会議が開催されていなかったことから、適切に開催するとともに、同会議記録を作成すること。

- 事例及び指導内容（サービス等利用計画の交付）

作成した個別支援計画を相談支援事業所に交付していなかったことから、漏れなく交付すること。

指定計画相談支援の役割

(11) 指定計画相談支援の具体的取扱方針（基準第15条）

⑱ サービス等利用計画の実施状況等の把握及び評価等（第3条第1項）

指定計画相談支援においては、利用者の有する解決すべき課題に即した適切なサービスを組み合わせ、利用者に提供し続けることが重要である。このために相談支援専門員は、利用者の解決すべき課題の変化に留意することが重要であり、サービス等利用計画の作成後においても、利用者及びその家族、福祉サービスの事業を行う者等との連携を継続的におこなうことにより、サービス等利用計画の実施状況や利用者についての解決すべき課題の把握を行い…(略)

(引用) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について
(平成18年障発1206001厚労省社会・援護局障害保健福祉部長通知)

ここまでの障害福祉サービス事業所への指導内容も踏まえ、今一度、サービス等利用計画に位置付けた障害福祉サービス事業所が作成する個別支援計画の交付を受けることの必要性を意識願います。

- **利用者のためには、計画の実施状況を可能な限り早期から評価を行う必要があります**
- **早期から評価を行う必要を感じない場合は、先述のような具体的な計画が作成できていない可能性がありますので、計画の再確認を行ってください。**

まとめ

● 実例及び指導内容

アセスメントにおける課題の明確化が不十分であった

↳ 設定している目標が具体的・定量的な内容となっていなかった

↳ モニタリングにおける課題の解決状況(目標の達成状況)の客観的評価が不十分であった

↳ 計画の見直しがほとんどの事例で行われていなかった

● 本日の内容を踏まえた改善例

アセスメントにおける課題の明確化

目標の具体化(いつまでに、〇〇のようなことができるようになる) ←

モニタリングにおける評価の必要性・妥当性 ↑ (〇〇のようなことができてきているか) ←

PDCAによる計画作成(達成不可なら支援内容の△△を□□のように変更する) ←

サービス等(障害児支援)利用計画・個別支援計画の作成の考え方については、本日の午前に児童系事業所を対象に開催した集団指導資料にも具体例を記載していますので、御確認ください。



ASAHIKAWA
CITY

障害福祉課からの周知事項

- 福祉サービス受給者証について
- 請求事務の留意点について

令和7年度 集団指導

旭川市福祉保険部障害福祉課障害サービス係

●受給者証の記載事項

●事業者は、サービスの提供に際し、受給者証によって支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等をお確かめるものとされています(者:基準条例第15条、児:基準条例第18条)

→受給者証の内容については個人情報保護の観点からお問い合わせいただいてもお答えできない場合がありますので、必ず受給者証を確認してください。

●契約支給量やその他必要事項について、受給者証への記載及び市町村への報告が必要です(者:基準条例第11条、児:基準条例第14条)

→利用を開始または終了したときには、事業者記入欄に必要事項を必ず記入してください。併せて、契約内容報告書を障害福祉課へ提出してください。

●福祉サービス受給者証について

受給者証の様式が変更となります。

(これまで)

薄水色の冊子にシールを貼付



(これから)

者は薄オレンジ色、児は水色のA3両面印刷されたもの

- ・旧様式の受給者証は、更新や変更まで、そのままお使いください。
- ・変更後は、更新の都度、新しい受給者証をお渡しすることとなります。契約支給量やその他必要事項について、発行の都度記載をお願いいたします。

●支給決定（受給者証）の更新

支給決定には期間が定められています。

支給決定の有効期間が切れた場合、原則として遡及はしません。

引き続きサービスを利用する場合は、有効期間が切れる前に必ず更新手続きをしてください。

「事業者は、支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う給付費の支給申請について、必要な援助を行わなければならない」とされています。（者：基準条例第16条、児：基準条例第19条）

→有効期間が終了する60日程度前から受付をしますので、必要な書類の作成や手続きについて支援をお願いします。

★障害支援区分の更新がある場合は、認定調査が必要となるので市から御連絡いたします。

● (更新) 手続きについて (者)

● 必要な書類

- ・支給申請書
- ・世帯状況・収入等申告書兼同意書
- ・サービス等利用計画案(計画相談支援の決定がある方)
- ・相談支援事業所以外で作成する障害福祉サービス等利用案任意様式(計画相談支援の決定がない方。セルフプラン)
- ・家賃証明書(共同生活援助に入居している方)
- ・計画相談支援依頼(変更)申出書(新たに計画相談支援が入る場合または事業所が変更となる場合のみ)
- ・計画相談給付費支給申請書(計画相談支援の決定がある方)
- ・マイナンバー関連書類

様式は、市HPに掲載されていますので、ダウンロードしてください。

旭川市HP <https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/kurashi/135/179/182/p007440.html>

ホーム> 暮らし> 健康・福祉・衛生・ペット> 障害者支援> 障害者総合支援法・障害児通所支援> 申請書等様式一覧

●（更新）手続きについて（児）

●必要な書類

通所受給者証

印鑑（認め印可、スタンプ印不可）

主治医からの意見書や診断書（必要に応じて）

マイナンバー関連書類

※面談は、お子様一人当たり30分程度かかります。

※予約なしで来庁いただいた場合、お待ちいただく

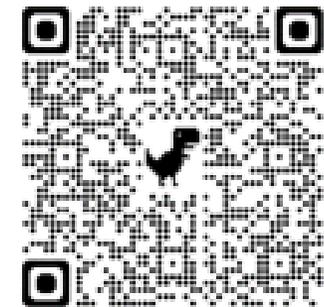
ことがあります。

新規・更新の手続きは保護者との面談にて行います。

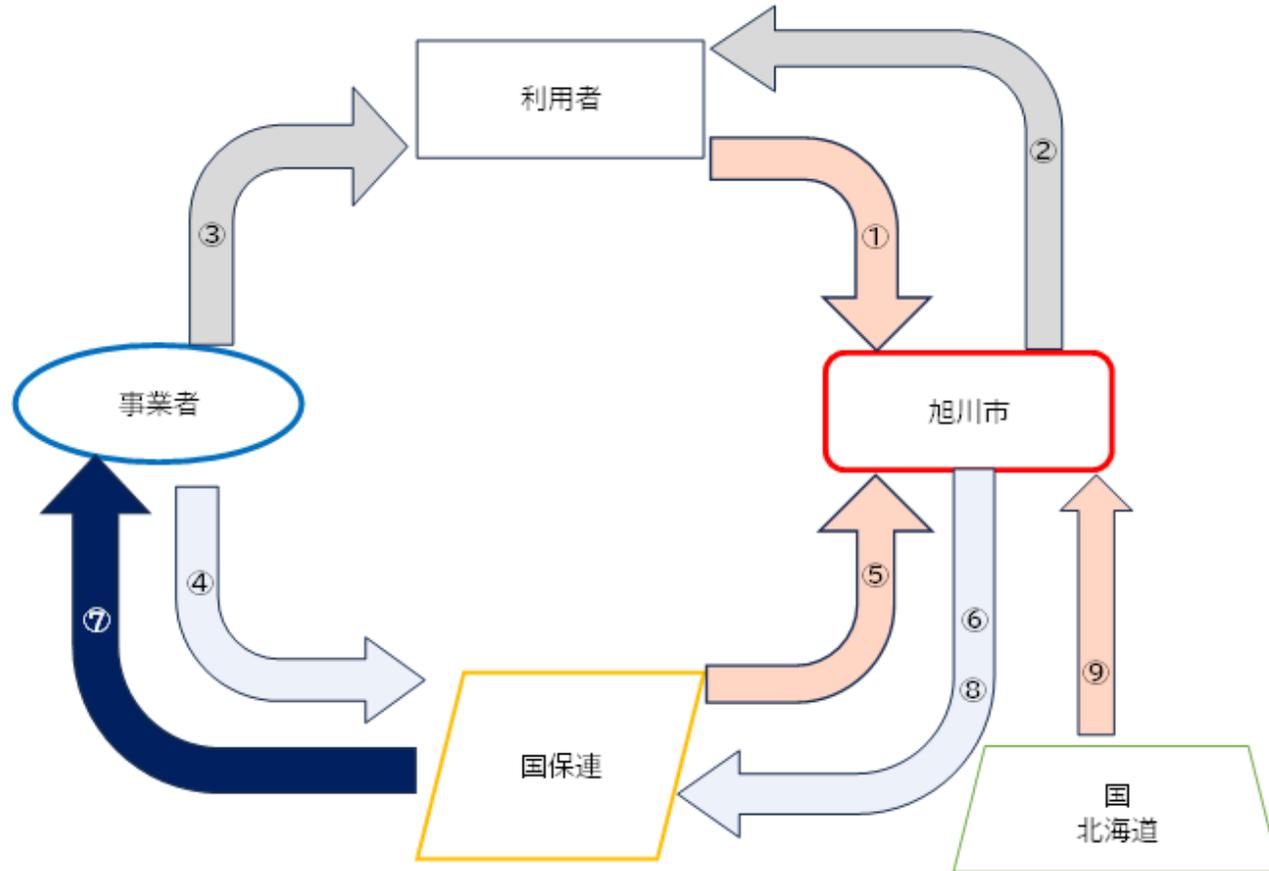
面談は予約制となっておりますので、旭川市のHPから予約をするよう御案内いただければ幸いです。

ホーム>くらし>健康・福祉・衛生・ペット>障害者支援>お知らせ>障害児通所支援の利用について

こちらのQRコードでもOKです



◇請求事務の留意点について



請求の流れ

- ① 利用者は旭川市に対して給付決定を受けるための申請を行う
- ② 旭川市は、利用者と面接・調査をして給付の要否を決定する
- ③ 給付決定を受けた利用者は、事業者と契約をし、事業者はサービス提供をする
- ④ 事業者は国保連に対し、給付費の請求を行う
- ⑤ 国保連は仮審査、一次審査をして旭川市へ結果を送信
- ⑥ 旭川市は二次審査をして結果を国保連へ送信
- ⑦ 国保連は事業者に対して給付費を支給
- ⑧ 旭川市は事業者へ支給した給付費＋手数料を国保連へ支払
- ⑨ 国と北海道は給付費の負担分を旭川市へ交付する

◇審査事務の流れ

①仮審査.....請求締め切り前に機械的な審査を行い、台帳エラーなどを解消することができる

(毎月8日～9日頃)

②一次審査...国保連により、根拠が明確であり機械的に判断できる範囲の審査がされる

(毎月15日前後)

③二次審査...市町村により確認が必要な審査がされる

(毎月20日～25日前後)

※参考:令和8年1月審査分 (者)警告140件 エラー35件

(令和7年12月審査分:警告457件、エラー59件)

(児)警告451件 エラー69件

(令和7年12月審査分:警告388件、エラー28件)

◆仮審査段階で解消できる警告やエラーはできる限り解消してください

◆エラー内容には「※:警告」「▲:警告(重度)」「★:警告(エラー移行対象)」「記号無し:エラー」がありますので、内容を確認のうえ対応願います。

◇警告・エラーの内容について

◆よく見かける「警告」

＝警告は、ただちに返戻にはならないが、解消しないと二次審査で返戻となる場合もある。

- ・請求明細書の「契約支給量」が受給者台帳の「決定支給量」を超えています
- ・該当サービスの事業所との契約期間が受給者台帳の支給決定有効期間内ではありません
- ・受給者台帳の「障害支援区分」の登録内容に該当する請求ではありません【者のみ】
- ・請求情報の利用者負担上限月額が(障害児支援)受給者台帳の「利用者負担上限月額」と一致していません
- ・請求情報の上限額管理事業所番号が受給者台帳の「上限額管理事業所番号」と一致していません
- ・請求明細書に該当する上限管理結果票が上限管理事業所より届いていません
- ・(障害児支援)受給者台帳の「モニタリング対象月」が有りの翌月に継続(障害児支援)利用援助費が算定されています【計画相談支援・障害児相談支援】

◇警告・エラーの内容について

◆よく見かける「エラー」

=エラーは仮審査中に解消しないと原則返戻となる。

- ・受給者台帳にサービス提供時点で有効な受給者の支給決定情報が登録されていません
- ・請求明細書の明細情報「サービスコード」に該当する(障害児支援)受給者台帳の支給決定情報が存在していません(有効ではありません)
- ・請求情報の上限額管理事業所番号が受給者台帳の「上限額管理事業所番号」と一致していません
- ・該当の請求情報は既に支払確定済みです

北海道国保連のHPに「請求エラーメッセージ一覧」や「返戻の対処法」が載っていますので、御確認ください。

▼過誤請求について

令和7年4月～12月 過誤申請状況

障害福祉サービス・・・1,351件

障害児通所支援・・・547件

▲加算等の要件や請求内容について、請求前に十分に確認をしましょう。

▲請求前に、受給者証の内容をよく確認をしてください。

介護保険被保険者(1号・2号)が 障害福祉サービスを利用する場合 の手続きや留意点について

令和7年度介護サービス事業者等集団指導
旭川市福祉保険部障害福祉課障害サービス係

優先順位について

◎1号被保険者(65歳以上)は、原則として介護保険サービスが優先となります。

◎2号被保険者(40歳～64歳)も、原則として介護保険サービスが優先となりますが、生活保護受給者については他法活用により障害福祉サービスが原則優先となります。

→障害福祉サービスを利用している方については65歳になる前々日から原則的には介護保険サービスへ移行することとなります。

※障害福祉サービス固有のもの(同行援護、行動援護、自立訓練、就労系サービスなど)については、障害福祉サービスを利用することになります。

	1号被保険者(65歳以上)	2号被保険者(40歳～64歳)
生活保護を受給していない	介護保険優先	介護保険優先
生活保護を受給している	介護保険優先	障害福祉サービス優先

障害福祉サービス利用の手続き

障害福祉サービスの対象者

- ・身体障害者(身体障害者手帳をお持ちの方)
- ・知的障害者(療育手帳をお持ちの方など)
- ・精神障害者(精神障害者保健福祉手帳や自立支援医療受給者証をお持ちの方など)
- ・難病等患者(総合支援法の対象疾病の方)

サービス利用申請書類等は旭川市ホームページからダウンロードできます

[ホーム](#)>[くらし](#)>[健康・福祉・衛生・ペット](#)>[障害者支援](#)>[障害者総合支援法](#)・[障害児通所支援](#)>
[申請書等様式一覧](#)

障害福祉サービス利用の手続き

障害福祉サービスを利用する場合、「障害支援区分」が必要となるものもあります。「障害支援区分」の認定は、認定調査や審査会等を経て行います。

「障害支援区分」が必要となるサービス

- ・居宅介護
- ・重度訪問介護
- ・行動援護
- ・療養介護
- ・生活介護
- ・短期入所
- ・重度障害者等包括支援
- ・施設入所支援

「障害支援区分」がなくても使えるサービス

- ・同行援護
- ・自立訓練（機能訓練・生活訓練）
- ・宿泊型自立訓練
- ・就労移行支援
- ・就労継続支援
- ・就労選択支援
- ・就労定着支援
- ・共同生活援助
- ・自立生活援助

サービスの支給量について

それぞれのサービスについて「旭川市障害福祉サービス支給決定等基準」により標準的な支給量が定められています。

支給量は「標準」であって、一律に支給したり、上限とするものではありません。

例) 居宅介護の支給量

障害支援区分	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	障がい児
家事援助	20	21	25	25	31	31	—
身体介護	8	16	26	39	47	68	27
通院等介助	必要量						
通院等乗降介助	必要量						

居宅介護と訪問介護の併用について

原則として、介護保険優先となりますが「障害の特性に起因してさらに支援が必要な場合」については、市が必要と認めた場合について障害福祉サービスでの支給決定を行うことがあります。

例) 視覚障害により移動に時間を要する場合や、知的障害により意思疎通が困難な場合
要介護認定の結果、非該当となったが、支援が必要な場合など

→障害サービスによる支援が必要な場合は、相談支援専門員やケアマネジャーとも連携のうえ、ケアプラン(案)と訪問介護計画(案)を添付して障害福祉課まで御相談ください。必要に応じ、理由書の提出等を求める場合があります。

※支給決定は通常2～3週間かかります。

※区分の認定や変更が必要な場合は2か月程度かかる場合があります。

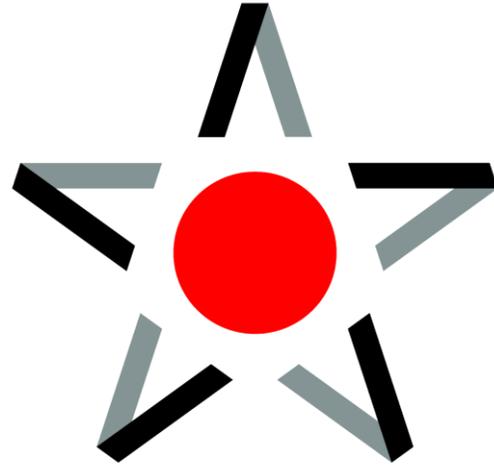
介護保険への移行について

65歳未満の障害者が居宅介護や短期入所、生活介護を利用している場合、65歳になる前々日までは障害福祉サービスを利用することができます。

誕生日の前日からは介護保険サービスの利用が優先されますので、介護認定の申請手続き等がされているか確認をするようにしてください。

◆同行援護や行動援護など、障害福祉サービス特有のサービスについては、引き続き利用することが可能ですが、支給決定の有効期間に注意してください。

◆介護保険への移行に伴い、計画相談支援も原則として利用終了となります。障害福祉サービスの手続きについても、ケアマネジャーと連携をしながら手続きの支援をお願いします。



ASAHIKAWA CITY

御出席いただきありがとうございました。
何かお困りのことがありましたら、お気軽にお問い合わせください。